

富 公 秘 発 第 9 号
令和 6 年 6 月 1 4 日

富士市議会議長 小池 智明 様

富士市長 小長井 義正

文書質問の回答について

令和 6 年 6 月 4 日付け富議発第 2 4 号による文書質問について、次のとおり回答します。

- (1) 富士市長が、立候補表明をしていた大村慎一氏への支持表明をした経緯について

【回答】

私は、大村氏が総務省在籍時から地方行政に関して意見交換をさせていただいており、大村氏は当時から静岡県的发展について高い志をお持ちでした。

これまでの県政においては、予算配分や施策等で「西高東低」という印象が強く、新知事には県全体をしっかりと公平に考えてくれる方を望む中、大村氏が立候補するに当たり、静岡県全体をより良くしていこうという熱い思い、消防庁での経験を生かした防災対策や、国との明確な繋がりなど、県政運営に対する考え方に共感できたため、支持を表明しました。

- (2) 別紙で示した新聞紙面における小長井義正富士市長の顔写真入りの意見広告について、どのような経緯によって掲載されたのか（いつ、誰に対して、掲載の許可を出したのか）。また、公務員等の地位利用による選挙運動を禁じた公職選挙法第 1 3 6 条の 2 に照らして問題がないか、慎重に検討された上での記事掲載であったか。

【回答】

新聞紙面における意見広告につきましては、5 月 2 3 日に「静岡の未来をつくる会」から自民党県連を通じて依頼がありました。掲載に当たって、今回の意見広告は政治活動の一環であり、選挙活動にはあたらないということを県選挙管理委員会と確認済みであることを聞いており、掲載に同意しました。

また、私の大村氏支持はあくまでも私個人の考えによるものであり、市長

という地位を利用して、市職員などに大村氏への支持を求めるようなことはしておらず、大村氏の出陣式等の応援には、公務終了後の夜間や休日に自分自身で出向いています。

これらのことは、昭和38年2月14日付け自治省選挙局長から各都道府県選挙管理委員会宛て「地方公共団体の公務員の地位利用による選挙運動等の規制について」にて通知された、地位利用による選挙運動の事例に該当するものではなく、公職選挙法第136条の2には抵触するものではないと判断しています。

- (3) 当静岡県知事選挙によって、大村慎一氏と選挙戦を争った鈴木康友氏が新しい静岡県知事となったが、今後、新知事とどのような関係性を築いていくか。

【回答】

鈴木知事には、これまでの衆議院議員や浜松市長としての経験を生かし、静岡県のさらなる発展のためリーダーシップを発揮していただきたいと考えています。

ここ数日間の報道等での情報から、東部・中部・西部全体のバランスを十分に考慮した県政のかじ取りを明言されていることに大きな期待を寄せています。

特に、鈴木知事が力を入れている産業振興について、本市がこれまで注力してきたCNF関連事業は、これまで県とともに取り組み、一定の成果も出ていることから、今後も継続して行っていただきたいと考えています。

今後、知事とは様々な場面で意見交換等を行いながら、良好な関係を築き、これからの本市・岳南地域・東部地区の発展に向けて、一緒に取り組んでいきたいと考えています。